微量PCB汚染物の無害化処理実績等（1）

1．無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備　考
		年　月	月計（台）	累計（台）	
福井県三方郡美浜町 新庄158号三反田5番 外	ＰＣＢ汚染物 （微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等）	平成28年 4月	1	1	・平成28年 3月22日処理開始
		平成28年 5月	4	5	
		平成28年 6月	1	6	・平成28年 6月 2日処理終了
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			

（注）※1．洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のＰＣＢ濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

2．環境関係測定結果

項　目		単位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排　気 （活性炭塔出口）	PCB濃度	mg/m^3_N	平成28年4月22日	平成28年5月27日	0.0000021	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	$ng\text{-}TEQ/m^3_N$			0.0000091	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB濃度	$\mu g/m^3$	平成28年4月22日 ～23日	平成28年5月27日	0.00066	－	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	$pg\text{-}TEQ/m^3$			0.011	－	0.6 ※5

（注）※2．環境庁通達（昭和47年環大企141号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のＰＣＢ等の焼却施設に係る基準値準用）
※3．ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）
※4．環境庁通達（昭和47年環大企141号）における大気の暫定環境濃度　　※5．ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の環境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（2）

1．無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備　考
		年　月	月計（台）	累計（台）	
京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字吹上ケ８番１外	ＰＣＢ汚染物（微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等）	平成 28 年 4月	1	1	・平成 28 年 3 月 23 日処理開始
		平成 28 年 5 月	0	1	
		平成 28 年 6 月	2	3	
		平成 28 年 7 月	3	6	
		平成 28 年 8 月	2	8	
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			

（注）※1．洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のＰＣＢ濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

2．環境関係測定結果

項　目		単位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排　気（活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m^3_N	平成 28 年 7 月 19 日	平成 28 年8月31日	0．000027	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	$ng\text{-}TEQ/m^3_N$			0．000083	0.01	0.1 ※3
環境大気（敷地境界）	PCB 濃度	$\mu g/m^3$	平成 28 年 7 月 19 日～20 日	平成 28 年8月31 日	0．00034	－	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	$pg\text{-}TEQ/m^3$			0．0089	－	0.6 ※5

（注）※2．環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のＰＣＢ等の焼却施設に係る基準値準用）
※3．ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）
※4．環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）における大気の暫定環境濃度　　※5．ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の環境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（3）

1．無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備　考
		年　月	月計（台）	累計（台）	
大阪府吹田市 千里万博公園 101 番 9	ＰＣＢ汚染物 （微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等）	平成 28 年 4 月	0	0	・平成 28 年 4 月 6 日処理開始
		平成 28 年 5 月	2	2	
		平成 28 年 6 月	2	4	
		平成 28 年 7 月	0	4	
		平成 28 年 8 月	2	6	
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			

（注）※1．洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のＰＣＢ濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

2．環境関係測定結果

項　目		単位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排　気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m^3_N	平成 28 年 6 月 30 日	平成 28 年 7 月 25 日	0.0000037	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	$ng\text{-}TEQ/m^3_N$			0.000013	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	$\mu g/m^3$	平成 28 年 6 月 30 日 ～7 月 1 日	平成 28 年 7 月 25 日	0.00098	－	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	$pg\text{-}TEQ/m^3$			0.019	－	0.6 ※5

（注）※2．環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のＰＣＢ等の焼却施設に係る基準値準用）
※3．ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）
※4．環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）における大気の暫定環境濃度　　※5．ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の環境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（4）

1．無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備　考
		年　月	月計（台）	累計（台）	
大阪府東大阪市 新家一丁目45番1外	ＰＣＢ汚染物 （微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等）	平成28年4月	0	0	・平成28年4月19日処理開始
		平成28年5月	0	0	
		平成28年6月	3	3	
		平成28年7月	2	5	
		平成28年8月	2	7	
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			

（注）※1．洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のＰＣＢ濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

2．環境関係測定結果

項　目		単位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排　気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m^3_N	平成28年4月18日	平成28年5月27日	0.00011	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	$ng\text{-}TEQ/m^3_N$			0.00013	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	$\mu g/m^3$	平成28年4月18日 ～19日	平成28年5月27日	0.00056	—	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	$pg\text{-}TEQ/m^3$			0.026	—	0.6 ※5

（注）※2．環境庁通達（昭和47年環大企141号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のＰＣＢ等の焼却施設に係る基準値準用）
※3．ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）
※4．環境庁通達（昭和47年環大企141号）における大気の暫定環境濃度　　※5．ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の環境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（5）

1．無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備　　考
		年　月	月計（台）	累計（台）	
千葉県袖ケ浦市長浦字拓弐号 580 番 294 外	ＰＣＢ汚染物（微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等）	平成 28 年 4 月	0	0	・平成 28 年 4 月 26 日処理開始
		平成 28 年 5 月	1	1	
		平成 28 年 6 月	2	3	・平成 28 年 6 月 24 日処理終了
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			

（注）※1．洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のＰＣＢ濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

2．環境関係測定結果

項　目		単位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排　気（活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m^3_N	―【測定対象外】	―【測定対象外】	―	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	$ng\text{-}TEQ/m^3_N$			―	0.01	0.1 ※3
環境大気（敷地境界）	PCB 濃度	$\mu g/m^3$	―【測定対象外】	―【測定対象外】	―	―	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	$pg\text{-}TEQ/m^3$			―	―	0.6 ※5

（注）※2．環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のＰＣＢ等の焼却施設に係る基準値準用）
※3．ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）
※4．環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）における大気の暫定環境濃度　　※5．ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の環境基準

微量PCB汚染物の無害化処理実績等（6）

1．無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備　考
		年　月	月計（台）	累計（台）	
兵庫県神戸市西区伊川谷町布施畑字大阪谷1073番及び字柏木谷1085番2	ＰＣＢ汚染物（微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等）	平成28年4月			
		平成28年5月	0	0	・平成28年5月31日処理開始
		平成28年6月	0	0	
		平成28年7月	2	2	
		平成28年8月	1	3	
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			

（注）※1．洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のＰＣＢ濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

2．環境関係測定結果

項　目		単位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排　気（活性炭塔出口）	PCB濃度	mg/m^3_N	（計画中）	－	－	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	$ng\text{-}TEQ/m^3_N$			－	0.01	0.1 ※3
環境大気（敷地境界）	PCB濃度	$\mu g/m^3$	（計画中）	－	－	－	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	$pg\text{-}TEQ/m^3$			－	－	0.6 ※5

（注）※2．環境庁通達（昭和47年環大企141号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のＰＣＢ等の焼却施設に係る基準値準用）
※3．ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）
※4．環境庁通達（昭和47年環大企141号）における大気の暫定環境濃度　　※5．ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の環境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（7）

1．無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備　考
		年　月	月計（台）	累計（台）	
兵庫県伊丹市昆陽北一丁目29番外	ＰＣＢ汚染物（微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等）	平成28年 7月	0	0	・平成28年 7月13日処理開始
		平成28年 8月	2	2	・平成28年 8月16日処理終了
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			

（注）※1．洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のＰＣＢ濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

2．環境関係測定結果

項　目		単位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排　気（活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m^3_N	ー【測定対象外】	ー【測定対象外】	ー	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	$ng\text{-}TEQ/m^3_N$			ー	0.01	0.1 ※3
環境大気（敷地境界）	PCB 濃度	$\mu g/m^3$	ー【測定対象外】	ー【測定対象外】	ー	ー	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	$pg\text{-}TEQ/m^3$			ー	ー	0.6 ※5

（注）※2．環境庁通達（昭和47年環大企141号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のＰＣＢ等の焼却施設に係る基準値準用）
※3．ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）
※4．環境庁通達（昭和47年環大企141号）における大気の暫定環境濃度　　※5．ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の環境基準